

ETC専用カード利用規約

- ①日本国外で発生した事故による損傷
- ②1補償期間中の2回目以降の事故の場合

第5条(見舞金請求の受付)

- ①補償対象者は第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、ただちに当行に通知しなければなりません。
- ②会員が当行に対して見舞金を請求しようとするときは、次の各号に掲げる書類を提出しなければなりません。
 - ①当行の定める見舞金請求書
 - ②車両損傷の状況を示す写真(登録番号が確認できる写真)
 - ③車両損傷を被った補償対象自動車の車検証コピー
 - ④その他当行が必要と認める書類
- ③会員が前項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき、もしくは不実の記載をしたときは、当行は見舞金を支払いません。
- ④会員以外の者からなされた見舞金請求に対しては、当行は見舞金を支払いません。
- ⑤第3条に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、正当な理由がない限り、当行は見舞金を支払いません。

第6条(見舞金請求の際の調査)

- ①当行は、会員が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、会員から通知を受けた第3条に定める見舞金支払いの事由発生の実態および状況を調査することができるものとします。
- ②補償対象者は、前項の調査に協力しなければなりません。
- ③補償対象者が正当な理由なく第1項の調査の協力を拒んだときは、当行は見舞金を支払いません。

第7条(見舞金の額)

当行が会員に対して支払う見舞金の額は下表のとおりとします。

| 見舞金額(1事故) |
|-----------|
| 5万円 |

第8条(他の見舞金制度との関係)

本見舞金制度による見舞金の支払は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

2019年4月1日公布

第1条(本規約の主旨)

本規約は、会員(第3条にて定義します。以下本条にて同じ。)がETC専用カードを利用する場合について定めたものです。会員は本規約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程・ETCシステム利用規程実施細則および関係法令を遵守するものとします。

第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- ①「ETC専用カード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのためのカードをいいます。
- ②「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等の道路整備特別措置法に基づく道路管理者のうち、イオンクレジットサービズ株式会社がクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者をいいます。
- ③「ETCシステム」とは、道路事業者所定の料金所において、ETCカード、車載器、および道路事業者設置の路側システムを利用して料金情報の無線通信を行うことにより、通行料金を自動収受するシステムをいいます。
- ④「ETCカード」とは車載器に挿入して車載器を作動し、通行料金支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。
- ⑤「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用の為車両に設置する通信を行うための装置をいいます。
- ⑥「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器との無線通信により料金情報を授受する装置のことをいいます。

第3条(ETC専用カードの貸与と取扱い)

- ①株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)は、当行の発行するクレジットカードを保有する方のうち当行所定の方法によりETC専用カード発行のお申込を行い、当行が適当と認めた方(以下「会員」といいます。)に、当行が発行したクレジットカード(以下「親カード」といいます。)に追加してETC専用カードを発行し貸与します。ETC専用カードを発行された会員は、ETCシステムにおいては親カードの決済機能を利用することができます。
- ②ETC専用カードの所有権は当行にあり、会員はETC専用カードを他人に貸したり、譲り渡したり、質入その他の担保利用はできません。会員規約または本規約の定めにより当行がETC専用カードの返却を求めた場合、会員はそれに応じるものとします。
- ③本条②項に違反し、第三者によるETC専用カードの使用が発生したことによる損害は、すべて会員の負担となります。

第4条(ETC専用カードの利用方法)

- ①会員は、道路事業者所定の料金所において、道路事業者が定める方法で当該料金所を通過することにより、ETC専用カードでの通行料金支払いができるものとします。
- ②会員は本条①項の規定にかかわらず、道路事業者所定の料金所において、ETC専用カードを提示して通行料金の支払いを行うことができます。
- ③ETCシステムを利用した道路の通行方法、車載器の利用方法その他の事項については、ETCシステム利用規程・ETCシステム利用規程実施細則の定めによるものとします。

第5条(ETC専用カード利用代金の支払い方法および利用可能枠)

- ①ETC専用カード利用代金の支払い方法は一回払いに限るものとし、会員規約に定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。
- ②当行の利用代金の請求は、道路事業者の請求データに基づきます。万一、道路事業者の請求データに疑義がある場合は会員と道路事業者間で解決し、当行への支払い義務は免れないものとします。

③ETC専用カードの利用可能枠は、親カードの利用残高と合算して、当行が審査し決定した枠の範囲内とします。

第6条(ETC専用カードの利用・貸与の停止)

①会員が本規約もしくは会員規約に違反した場合、ETC専用カードもしくは親カードの利用状況が不適切な場合、親カードの有効期限が更新されなかった場合、当行は会員に通知することなく親カードまたはETC専用カードもしくは両カードの利用・貸与の停止、返却など会員規約第11条の条項に定める措置をとることができるものとします。

②会員が親カードを脱会する場合は、ETC専用カードも自動的に利用停止となるものとします。

第7条(ETC専用カードの紛失・盗難等)

①会員が、ETC専用カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、ETC専用カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当行にお届けいただきます。

②ETC専用カードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、会員規約第6条の条項によります。

③ETC専用カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について重大な過失があったものとみなします。

第8条(ETC専用カードの再発行)

ETC専用カードが紛失、盗難、汚破損等によりご利用いただけなくなった場合、会員が当行所定の手続きをとり、当行が再審査の上認めた場合のみカードを再発行するものとします。

第9条(ETC専用カードの有効期限)

①ETC専用カードの有効期限は、当行が指定するものとし、ETC専用カード表面に表示された月の末日までとなります。

②当行は、ETC専用カードの有効期限までに脱会の申し出がなく、かつ当行が引き続き会員として認めた場合、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」といいます。)を貸与します。

③会員は、更新カードの送付を受けたときは、当行が特に指定した場合は除き、旧カードの利用期限の有無にかかわらず、会員の責任において、ICチップ部分を切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。

④ETC専用カードの有効期限前におけるETC専用カード利用に基づく債務の支払いについては、有効期限経過後も会員規約および本規約を適用するものとします。

第10条(カード会社の免責)

当行はETC専用カード利用代金の決済に関する事項を除いて、ETCシステムおよび車載器に関する一切の紛議の解決および損害賠償の責任を負わないものとします。

第11条(規約の変更)

①当行は、次のいずれかに該当する場合には、本条②項に定める方法により、本規約を変更することができます。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

③本条①項に基づく変更に当たっては、当行は、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を当行ホームページにおいて公表するほか、必要がある時にはその他適切な方法で周知します。

④当行は、本条①項および②項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当行ホームページにおいて公表する方法(必要がある時にはその他適切な方法を含みます。)により周知した上で、本規約の変更手続を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後にETC専用カードを利用することにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。

第12条(情報の開示)

会員は、当行が妥当と判断した場合に、道路事業者に対し、必要な範囲で会員の情報を提供することをあらかじめ承諾するものとし

ます。

第13条(その他)

本規約に定めのない事項については、会員規約の定めによるものとします。

イオンETCゲート車両損傷お見舞金規定

第1条(目的)

本規定は株式会社イオン銀行(以下「当行」といいます。)がETCカードを利用するカード会員を対象に運営する「イオンETCゲート車両損傷お見舞金規定」の取り扱いについて定めます。

第2条(用語の定義)

本規定において、次に掲げる用語は当該各号の定義に従うものとします。

①「ETCカード」

当行からカード会員に貸与する「ETC専用カード」または「ETC一体型カード」

②「補償対象者」

カード会員のうちETCカードを所持する本人会員および家族会員

③「補償対象自動車」

次の①から④のいずれかの方が自動車車検証(以下「車検証」といいます。)上の所有者または使用者である自動車(注)で、かつ、高速自動車国道法、または道路交通法上、高速道路または自動車専用道路の走行が可能な自動車

①会員

②会員の配偶者

③会員の同居の親族

④生計を共にする別居の未婚の子

(注)自動車には所有権留保付割賦販売契約、およびリース業者から1年以上を期間とするリース契約の自動車を含み、その場合、車検証の使用者欄に①～④のいずれかの方が記載されていることが必要になります。

⑤「1補償期間」

毎年10月1日の午前0時から翌年10月1日午前0時までの1年間の補償期間

⑥「車両損傷」

補償対象自動車を受けた外的損傷で、視認できるもの

第3条(見舞金を支払う場合)

当行は、1補償期間中に、補償対象者が運転または第2条①が同乗し、かつ第2条①のETCカードを正常に使用(挿入)した補償対象自動車が、ETCシステムを採用した有料道路の料金所において、別途道路事業者が定める「ETCシステム利用規程」に基づく正規の走行中にETCゲートバーに衝突し、補償対象自動車に車両損傷が生じた場合に会員に対して見舞金を支払います。

第4条(見舞金を支払えない場合)

当行は、次の各号の事由による車両損傷に対しては、いかなる場合でも見舞金を支払いません。

①補償対象者の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為による損傷

②戦争その他の変乱による損傷

③地震、噴火、風水災、その他の天災による損傷

④核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生による損傷

⑤上記③以外の放射線照射または放射能汚染による損傷

⑥補償対象者がスピード違反、酒酔い運転等法令違反を行ったことから生じた損傷

⑦補償対象者が補償対象自動車を譲渡した場合において、譲渡した後に発生した事故による損傷

⑧損害の発生を覚知した日から30日以内に当行に通知していない場合